

ID: 1003

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	騒音の防止の方法の改善等の命令		
例規名 根拠条項	鳥取県公害防止条例 第58条第2項		
例規番号	昭和46年鳥取県条例第35号		
<p><b>【根拠条文】</b> (改善等の勧告及び命令)</p> <p>第58条 知事は、飲食店営業その他の事業活動(指定地域内に設置されている騒音規制法第2条第2項に規定する特定工場等及び第46条第2項に規定する騒音関係特定工場等におけるものを除く。)に係る深夜(午後10時から翌日の午前6時までをいう。)における騒音が区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことによりその騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該事業活動を行なう者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、騒音を発生する施設の使用の方法又は配置の変更その他の措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで事業活動を行なっているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善、騒音を発生する施設の使用の方法又は配置の変更その他の措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 6 月 2 日	最終変更年月日	年 月 日